

第 6 章

県・市町村職員行動手順

■職員行動手順とは

大規模地震による発災時には職員の被災等により、都市計画担当者が業務を行える環境にない場合が想定される。そのような状況でも、円滑に復興都市計画の手続きを進めていくことが出来るよう、決定手続きに必要な時系列に沿った具体的な行動手順を整備しておく必要がある。

職員行動手順として、被災直後の応急対策を経て、地区の復興まちづくり計画が完成するまでの間（約6か月）における復興都市計画に関わる県及び市町村職員の行動手順等について記載する。

なお、この前提として、高知県では「高知県地域防災計画」に示されている災害応急対策、災害復旧・復興対策に沿った取組とともに、「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」に示されている応急対策業務に沿った取組を実施する。

【行動原則】

災害対応の基本姿勢

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を上げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後3日までは人命救助に関する業務を最優先する

なお、危機管理の一般的な考え方として「プロアクティブの原則」というのがある。これも参考として行動すること。

プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ
- ② 最悪の事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りは許されるが見逃しは許されない

出典：高知県「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領第2編」R4.3

また、市町村においても各市町村の地域防災計画に沿った取組を実施する。

(1) 都市計画関係職員の行動手順

都市計画関係職員の行動手順については、被災後の時間的・人的な制約が顕在化すると考えられる発災から6か月までの行動手順を中心に整理する。

【県・市町村全体行動計画】

※高知市以外の区域の場合
(特定行政庁が県の範囲)

行動計画		市町村	県
発災後7日以内	初動体制の確立	・被害状況調査等 ・災害対策本部等から被災情報等の収集 ・都市計画審議会委員の安全確認〔県と協働〕 ・都市計画審議会の開催準備〔県と協働〕	・市町村及び災害対策本部等から収集した都市被害概況の取りまとめ ・被害に関する国との連絡調整、市街地復興に関する協議 ・市町村へ第一次建築制限の指定に向けた詳細調査の相談・支援 ・応急仮設住宅供給計画との連携、調整
		・被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査 ・現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害概況図の作成	・市町村間の広域的調整 ・事業導入を念頭に置いた建築制限区域に係る市町村相談 ・県内建築制限状況の取りまとめ(特定行政庁分含) ・国との調整、市街地復興に関する協議
		・復興地区区分の検討 ・第一次建築制限(案)の申出 ・第一次建築制限(案)の申出・連絡調整〔県と協働〕	
		・広域的調整等 ・第一次建築制限区域の指定	
発災後1か月以内	第一次建築制限	—	・高知県復興都市計画連絡調整会議の設置
		・住民等への周知(避難所等へ配布)	・第一次建築制限区域の指定 ・第一次建築制限区域の市町村への通知 ・住民、建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知 ・第一次建築制限の相談窓口の設置、第一次建築制限の記者発表
		・被災建築物等の状況調査 ・被災建築物の状況調査 ・復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択	・市街地復興に係る市町村相談 ・国との連絡調整、市街地復興の協議 ・災害公営住宅建設計画との連携、調整
		・第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議〔県と協働〕 ・復興計画の策定	・高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 ・復興計画の策定に係る市町村相談 ・市町村間の広域的調整
発災後2か月以内	第二次建築制限	・第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定 ・住民等への周知(避難所等へ配布)	・市町村間の広域的調整 ・県内建築制限状況の取りまとめ(特定行政庁分含) ・建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知
		・災害危険区域の指定(又は移転促進区域の設定) ・住民等への周知(避難所等へ配布)	・高知県復興都市計画連絡調整会議の設置
		・地区別の復興手法、復興スケジュールの策定 ・住民等との合意形成 ・地区の復興まちづくり計画の策定(市町村復興計画の一部を構成) ・住民等への周知(避難所等へ配布)	
		・復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕 ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・防災集団移転促進事業計画の作成	
発災後6か月を目途	地区の復興まちづくり計画	・復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕 ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・防災集団移転促進事業計画の作成	・復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談 ・市町村間の広域的調整 ・防災集団移転促進事業の計画策定に係る市町村相談 ・市町村間の広域的調整
		・復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕 ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・防災集団移転促進事業計画の作成	・高知県復興都市計画連絡調整会議の設置
		・復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕 ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・防災集団移転促進事業計画の作成	
		・復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕 ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・防災集団移転促進事業計画の作成	

※: アンダーラインの項目は、行動手順(pp.6-5~6-7)に記載

表 6-1 県都市計画課の応急対策業務【応急業務】（参考）

優先 順位	応急対策活動項目	第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)
1	初動対応	職員の安全確保、 職員の安否確認	課の参集状況を 確認、配備体制を 確保	職員の執務環境 の整備		
2	所管事業箇所に関する状況 確認		都市計画事業施行箇所の被災状況についての情報収集			
3	被災状況に関する情報収集		被害情報の収集			
4	支援実施の決定並びに被災 宅地危険度判定支援本部の設置			被災宅地危険度判定支援本部の設置		
5	県民に実施の広報			報道機関を通じた判定活動の広報		
6	支援実施計画の修正			派遣人数、期間など市町村の情報に よる想定の変更		
7	他の都道府県、国への支援 要請			他県・国への支援要請		
8	課内活動の進捗把握・調 整・報告			活動状況を把握し調整を図り、主管課へ報告		
9	都市施設等の被災状況の 把握及び概況報告			都市施設の被害状況 の把握・国への概況報 告		
10	市街地内の土砂堆積状況 の把握及び概況報告			市街地内の土砂堆 積による被害状況 の把握・国への概況 報告		
11	県事業の被災箇所について 応急復旧工事の実施				施行中である県事業の被災箇所の応急復 旧工事	
12	宅地判定士、判定調整員の 招集、派遣及び調整				宅地判定士、調整員の 招集、派遣、調整	
13	報道機関等への提供情報の 作成				判定実施の状況についての広報	
14	家屋被害状況調査				市町村の実施する被災 市街地の家屋被害状況 調査への支援、調査結 果を集計し、県全体の 被害状況の把握	
15	公共施設等被害状況把握 及び把握支援				市町村の実施する被災 市街地の公共施設等被 害状況調査への支援、 調査結果を集計し、県 全体の被害状況の把握	
16	応急復旧の対策の状況把握				復旧に支障となる被災 箇所などの対策状況の 把握	
17	高知県復興都市計画連絡 調整会議の設置及び運営					高知県復興都市計 画連絡調整会議の 設置及び運営
18	建築基準法第84条に基づ く建築制限及び制限支援					建築制限区域の指 定
19	都市施設等の被災状況の 把握及び文書報告				都市施設等の被害状況 について、国への災害 文書報告(10日以内)	都市施設等の被害 状況について、国 への災害文書報告 (訂正)
20	市街地内の土砂堆積状況 の把握及び文書報告				土砂堆積による被害状 況について、国への災 害文書報告(10日以内)	土砂堆積による被 害状況について、 国への災害文書報 告(訂正)
21	復興計画策定等への市町村 支援					復興計画策定等へ の市町村支援
22	市町における都市復興対象 地区の設定支援					復興対象地区の設 定についての市町 支援
23	復興対象地区の設定につい ての市町村支援					復興対象地区の設 定についての市町 村支援
24	活動支援状況のとりまとめ					活動支援状況のと りまとめ

表 6-2 県都市計画課の応急対策業務【優先する通常業務】（参考）

優先 順位	通常業務	復旧目標レベル	復旧フェーズ
1	庶務・経理に関する業務	契約事務、支払い事務の実施	第5フェーズ
2	都市計画法第29条開発許可等に関する業務	開発許可の実施	第5フェーズ
3	都市計画法第43条建築許可等に関する業務	建築許可の実施	第5フェーズ
4	都市計画法第53条の建築許可に関する業務	建築許可の実施	第5フェーズ
5	屋外広告物の規制及び指導に関する業務	屋外広告物許可申請の許可	第5フェーズ
6	駐車場法に関する業務	駐車場法に関する届出の受理	第5フェーズ

表 6-1 及び表 6-2 出典：高知県「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領第2編」R4.3 に一部加筆

県・市町村職員行動手順票(発災後1か月以内)

市町村名

発災日時	名称	被災の概要
令和 年 月 日() 時 分		

※高知市以外の区域の場合(特定行政庁が県の範囲)

第一次建築制限	発災後1か月以内に、建築基準法第84条に基づく建築行為の制限を行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	☐ 密集市街地カルテ、 ☐ 基盤整備状況の資料、 ☐ 地籍調査資料、 ☐ 権利関係資料、 ☐ 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 ☐ 事前復興まちづくり計画、 ☐ 都市計画マスタープラン、 ☐ 地域防災計画
その他	市町村災害対策本部に、第一次建築制限に係る情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	手引書のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 3日以内 (/)	災害対策本部等から被災情報等の収集	p.2-6	/	/
【県・市町村】 報告・連絡	2	発災後 7日以内 (/)	都市計画審議会委員の安全確認、 都市計画審議会の開催準備	p.3-17	/	/
【市町村】 情報収集	3	発災後 16日以内 (/)	被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査	pp.2-7～2-10	/	/
【市町村】 情報収集	4	発災後 18日以内 (/)	現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、 家屋被害概況図の作成	pp.2-10～2-13	/	/
【市町村】 意志決定	5	発災後 20日以内 (/)	復興地区区分の検討	p.2-11, pp.2-14～2-15	/	/
【県・市町村】 報告・連絡	6	発災後 21日以内 (/)	第一次建築制限区域(案)の申出、 第一次建築制限の連絡調整	pp.2-16～2-21	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 1か月以内 (/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	pp.6-8～6-9	/	/
【県復興本部】 意志決定、報告・連絡	8	発災後 1か月以内 (/)	復興方針の策定・公表			
【県】 意志決定	9	発災後 1か月以内 (/)	第一次建築制限区域の指定	pp.2-22～2-32	/	/
その他	応急仮設住宅供給計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)
PC ☐	☐ 非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) → ☐ プリンターへの接続コードあり ☐ データを共有HDD有り → ☐ データのバックアップ有り (保管場所:)
OA機器 ☐	☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:) ☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:)
電話 ☐	☐ 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所:)
FAX ☐	☐ 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所:)
	☐ 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)

都市計画部署が実施	都市計画部署と他部署が連携して実施	都市計画部署以外の所管部署が実施
-----------	-------------------	------------------

第6章

県・市町村職員行動手順

県・市町村職員行動手順票(発災後2か月以内)

市町村名

発災日時	名称	被災の概要
令和 年 月 日() 時 分		

※高知市以外の区域の場合(特定行政庁が県の範囲)

第二次建築制限 [または災害危険区域による制限]	発災後2か月以内に、被災市街地復興特別措置法に基づく建築行為等の制限(または建築基準法第39条に基づく建築行為の制限)を行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	☐ 密集市街地カルテ、 ☐ 基盤整備状況の資料、 ☐ 地籍調査資料、 ☐ 権利関係資料、 ☐ 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 ☐ 事前復興まちづくり計画、 ☐ 都市計画マスタープラン、 ☐ 地域防災計画、 ☐ 説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、 ☐ 災害危険区域の条例、 ☐ 現地目視調査票)、 ☐ 家屋被害概況図)、 ☐ 復興地区区分の検討資料)、 ☐ 復興方針)、 ☐ 第一次建築制限区域) ※():発災後の資料
その他	市町村災害対策本部に、第二次建築制限(または災害危険区域による制限)の情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	手引書のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 40日以内 (/)	住家の被害認定調査、現地目視調査	pp.3-2~3-8	/	/
【市町村】 情報収集	2	発災後 40日以内 (/)	現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成	p.2-10,p.2-13, p.3-8	/	/
【市町村】 意志決定	3	発災後 40日以内 (/)	復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択	pp.2-14~2-15, p.3-9	/	/
【県・市町村】 意志決定、報告・連絡	4	発災後 40日以内 (/)	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議	pp.3-13~3-15	/	/
【市町村復興本部】 意志決定、報告・連絡	5	発災後 2か月以内 (/)	復興計画の策定			
【県】 意志決定、報告・連絡	6	発災後 2か月以内 (/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	pp.6-8~6-9	/	/
【県復興本部】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 2か月以内 (/)	復興計画の策定・公表			
【市町村】 意志決定	8	発災後 2か月以内 (/)	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定	pp.3-11,3-23	/	/
【市町村】 意志決定	9	発災後 2か月以内 (/)	災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)	pp.4-6~4-15	/	/
その他	災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)
PC ☐	☐ 非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) → ☐ プリンターへの接続コードあり ☐ データを共有HDD有り → ☐ データのバックアップ有り (保管場所:)
OA機器 ☐	☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:) ☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:)
電話 ☐	☐ 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所:)
FAX ☐	☐ 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所:)
	☐ 防災行政無線線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)

都市計画部署が実施

都市計画部署と他部署が連携して実施

都市計画部署以外の所管部署が実施

第6章

県・市町村職員行動手順

県・市町村職員行動手順票(発災後6か月を目途)

市町村名

発災日時	名称	被災の概要
令和 年 月 日() 時 分		

※高知市以外の区域の場合(特定行政庁が県の範囲)

地区の復興まちづくり	発災後6か月を目途に、地区別復興手法を踏まえ、復興都市計画事業の事前協議や手続きを行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	☐ 密集市街地カルテ、 ☐ 基盤整備状況の資料、 ☐ 地籍調査資料、 ☐ 権利関係資料、 ☐ 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 ☐ 事前復興まちづくり計画、 ☐ 都市計画マスタープラン、 ☐ 地域防災計画、 ☐ 説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、 ☐ 災害危険区域の条例、 ☐ 地区別復興手法に関する資料、 ☐ 復興計画、 ☐ 被災市街地復興推進地域に関する資料、 ☐ 災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)に関する資料 ※(): 発災後の資料
その他	地区の復興まちづくり計画の策定は、市町村復興計画と同時並行で行う。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	手引書のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 70日以内 (/)	地区別復興手法、復興スケジュールの策定	p.3-9,p.3-19	/	/
【市町村】 合意形成	2	発災後 6か月を目途 (/)	住民等との合意形成(現在位置による復興)	p.3-17	/	/
【市町村】 合意形成	3	発災後 6か月を目途 (/)	住民等との合意形成(移転による復興)	p.4-25	/	/
【市町村復興本部】 意志決定、報告・連絡	4	発災後 6か月を目途 (/)	地区の復興まちづくり計画の策定 (市町村復興計画の一部を構成)			
【県・市町村】 意志決定、報告・連絡	5	発災後 6か月を目途 (/)	復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議	p.3-13,p.3-25	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	6	発災後 6か月を目途 (/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	pp.6-8~6-9	/	/
【県復興本部】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 6か月を目途 (/)	都市復興基本計画の策定・公表 (高知県復興計画の一部を構成)			
【市町村】 意志決定、報告・連絡	8	発災後 6か月を目途 (/)	復興都市計画事業の都市計画決定	p.3-25	/	/
【市町村】 意志決定、報告・連絡	9	発災後 6か月を目途 (/)	防災集団移転促進事業計画の作成	pp.4-23~4-24	/	/
その他	災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)
PC ☐	☐ 非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) → ☐ プリンターへの接続コードあり ☐ データを共有HDD有り → ☐ データのバックアップ有り (保管場所:)
OA機器 ☐	☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:) ☐ 手書きで対応 → ☐ 様式を紙で保管 (保管場所:)
電話 ☐	☐ 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所:)
FAX ☐	☐ 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所:)
	☐ 防災行政無線線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)

都市計画部署が実施

都市計画部署と他部署が連携して実施

都市計画部署以外の所管部署が実施

第6章

県・市町村職員行動手順

(2) 高知県復興都市計画連絡調整会議

県（都市計画課）は、発災直後より土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」を設置する。

復興都市計画連絡調整会議の設置にあたっては、次項の設置要綱（案）に沿って行うものとする。

復興都市計画連絡調整会議の関わりは、以下に示すとおりである。

特に、第一次建築制限区域（県決定）、第二次建築制限区域（市町村決定）においては、「一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点」「都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点」からの協議を行う。

表 6-3 復興都市計画連絡調整会議の主な所掌事務

NO	内容	章	頁
1	建築基準法第 84 条の指定	第 2 章(5)	p. 2-22
2	被災市街地復興推進地域の都市計画決定	第 3 章(3)	p. 3-11
3	地区の復興まちづくり	第 5 章(1)	p. 5-1

都市計画法

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

【高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱（案）】

高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱

（設置）

第1条 南海トラフ地震等の大規模災害発生後、本県の被災市街地における迅速な都市の復興のため、関係法令に基づき復興都市計画の決定手続き等の事務を円滑に推進するため、高知県復興都市計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）被災市街地における建築制限に関すること。
- （2）復興都市計画の決定手続きに関すること。
- （3）被災市町村における都市の復興に関すること。
- （4）その他連絡調整会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる土木部の課長（以下「会員」という。）により構成する。

- （1）都市計画課
- （2）建築指導課
- （3）住宅課
- （4）公園上下水道課
- （5）土木政策課

（会長）

第4条 連絡調整会議には会長を置き、都市計画課長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、関係各課長がその職務を代理する。
- 4 前項の職務を代理する者の優先順位は、前条に掲げた課名順とする。

（会議）

第5条 連絡調整会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の関係者を出席させ、資料の提出、意見及び説明その他の協力を求めることができる。

（会員の代理）

第6条 会員に事故があるとき又は会員が欠けたときは、職務を代理する者が会議に出席し、その職務を代理する。

- 2 会員の代理者は会長となることができない。ただし会長となるべき者がいない場合はこの限りではない。

（庶務）

第7条 連絡調整会議の庶務は、関係各課の協力を得て都市計画課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関し必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

用語集

あ行	
移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく区域であり、自然災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。
か行	
家屋被害概況図	被災建築物応急危険度判定調査から整理された情報及び現地目視調査の結果を図面にプロットした図面である。地区毎に全壊（流失含む）又は全焼している割合とともに、大規模半壊・半壊の割合をはじめとした被災特性についても適宜記入する。
家屋被害詳細図	住家の被害認定調査から整理された情報及び詳細な現地目視調査の結果を図面にプロットした図面である。各建物を「全壊」「半壊」「無被害」に区分するなど、被災特性についても適宜記入する。
現地目視調査	復興地区区分、第一次建築制限区域を検討する際の判断根拠の1つとなるものである。現地目視調査の対象区域は、被災建築物応急危険度判定調査が行われない地区で、第一次建築制限区域としての詳細な範囲設定に影響が生じると見込まれる区域とする。
さ行	
災害危険区域	建築基準法に基づく区域であり、条例によって住居の用に供する建築物の建築を禁止するなど、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域である。
災害対策基本法	災害対策全体の体系化と防災に関する責務を明確化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため、昭和36年11月15日に公布された法律である。
事前復興まちづくり計画	発災後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興まちづくりの検討や対策を平時（発災前）に準備し、地域住民等との協働で、地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等を平時のうちにまとめたものである。

た行	
第一次建築制限	被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第 84 条により、災害が発生した日から 1 か月以内の期間において、特定行政庁が区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築の制限・禁止を行うものである。
第二次建築制限	建築基準法第 84 条による第一次建築制限の期間が最長で発災後 2 か月間と規定されていることから、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業の都市計画決定等が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第 7 条に基づき、必要最小限度（最長で発災後 2 年間）の建築行為等の制限を行うものである。
大規模災害からの復興に関する法律	東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県復興方針や市町村の復興計画などについて、あらかじめ法制化を図るために、平成 25 年 6 月 21 日に公布された法律である。
多重防御	ハード整備とソフト対策が一体となって災害レジリエンス（回復力）を高めるものである。
地区の復興まちづくり計画	市町村が作成する地区における生活や産業基盤等の復興計画である。市町村の復興計画の一部を構成するものであり、復興計画で記載した復興整備事業の実現に向けた計画である。
津波防災地域づくりに関する法律	東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、平成 25 年 6 月 21 日に公布された法律である。市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めている。
都市計画区域	都市計画法に基づく区域で、都市計画を総合的に進める区域全体のことをいう。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことである。
都市の復興	大規模災害における都市基盤や土地利用等の「都市計画」に関わる復興である。この他に、「生活の復興」「住宅の復興」「産業の復興」などがある。
土地区画整理事業	公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法として、都市化に伴うスプロール市街地の改善や地域振興の核となる拠点市街地の整備、地域の防災性の向上といった、様々な都市の抱える課題に対して活用される等、市街地整備手法の中心的役割を担う事業である。

な行	
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	南海トラフ巨大地震の被害想定等の公表を受け、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、平成 25 年 11 月、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正がなされた法律である。
は行	
東日本大震災復興特別区域法	東日本大震災の被災地域が創意工夫を生かした復興を行うことを支援するため、平成 23 年 12 月 14 日に公布された法律である。復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定める。
復旧	発災後の被災地域の基盤や機能をできるだけ短期間で従前の状態に回復することである。
復興	原状回復ではなく、新たな価値に基づく将来ビジョンを目指した地域社会の創造のような意味合いがあり、ある程度の期間をかけて取り組むものである。
復興整備事業	大規模災害からの復興に関する法律第 10 条第 2 項第 2 号に掲げる「復興計画の目標」を達成するために必要な事業のことである。
復興都市計画事業	復興整備事業のうち、都市の復興に係る事業のことである。
復興都市計画連絡調整会議	被災市街地における迅速な都市の復興のため、関係法令に基づき復興都市計画の決定手続き等の事務を円滑に推進するために設置する会議である。
防災集団移転促進事業	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、自然災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するための事業を施行する地方公共団体に対し事業費の一部を補助することにより、防災のための集団移転の促進を図る事業である。

わ行	
ワークショップ形式	何かについてアイディアを出し合い意思決定する集まりで、会議の一種である。通常の会議と違う点は、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されており、形式張らない点やグループの創造行為と合意形成に焦点を置く点などである。

高知県大規模災害復興都市計画手引書【被災後の手続き編】
令和6年8月

高知県 土木部 都市計画課（本庁舎6階）
住所： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話： 088-823-9846（計画担当直通）
ファックス： 088-823-9036
メール： 171701@ken.pref.kochi.lg.jp